

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	5 件

## 静岡国民年金 事案 1610

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月に、夫が義父の経営を引き継ぎ個人事業主となったため、私が市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、以後、徴収に来る年金徴収員に夫婦の国民年金保険料を納付していた。53 年 9 月に引っ越しをしたが、しばらくの間は同じ年金徴収員に保険料を納付し、その後は、銀行から納付するようになった。加入手続後、継続して夫婦の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみである。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月 19 日に連番で払い出されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、適切に行われたことが確認できる。

さらに、オンライン記録及び申立人夫婦の特殊台帳から、申立人夫婦共、申立期間直後の昭和 55 年度から申立人が他界する平成 12 年度までの約 20 年間の長期にわたり、毎年度、保険料が前納されている（申立人については、平成 12 年 6 月まで）ことが確認できるなど、申立人の妻の保険料の納付に対する意識が高かったこともうかがえることを踏まえると、適切に加入手続を行いながら、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで  
② 平成12年1月

私は、婚姻後、国民年金保険料を自身名義の金融機関の預金口座から振替納付していた。また、毎月の出金額の変動を考え、定期預金を担保に残高不足が生じないよう貸越の手続も行っていった。納付すべき期間の保険料は全て納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付されており、申立期間①当時、申立人の生活環境にも転居等の変化は無かったとみられることを踏まえると、申立期間①の3か月のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、二つの金融機関のうち、いずれかの預金口座からの振替により保険料を納付したと述べているが、このうち、一つの金融機関については、申立期間②に係る取引履歴は確認できないものの、申立期間②直後の平成12年2月から同年4月までの期間について、保険料の振替記録は無いとしている上、もう一つの金融機関については、当該金融機関から提供を受けた取引履歴から、同年2月分の保険料から振替が開始されたことが確認でき、いずれの預金口座からも申立期間②に係る保険料が振り替えられた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②について、口座振替以外の方法で保険料を納付したことは無いとも述べているが、オンライン記録から、申立期間②の保

険料について、平成14年4月5日に過年度保険料として納付されたことが確認できる（当該過年度保険料については、納付時点で既に時効であったため還付決定され、申立人からの還付請求により、同年6月に還付金が申立人名義の預金口座に振り込まれている。）。通常、保険料の納付済期間について過年度納付を行うことは考え難いことから、申立期間②の保険料は未納であったと考えるのが自然であり、こうした過年度納付の状況からも、申立期間②の保険料について振替が行われなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②は、基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていたことから、年金記録に過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間②の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月に、夫が義父の経営を引き継ぎ個人事業主となったため、私が市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、以後、徴収に来る年金徴収員に夫婦の国民年金保険料を納付していた。53 年 9 月に引っ越しをしたが、しばらくの間は同じ年金徴収員に保険料を納付し、その後は、銀行から納付するようになった。加入手続後、継続して夫婦の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間のうち、その夫が他界するまでの加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみである。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月 19 日に連番で払い出されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、その夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、適切に行われたことが確認できる。

さらに、オンライン記録及び申立人夫婦の特殊台帳から、申立人夫婦共、申立期間直後の昭和 55 年度から申立人の夫が他界する平成 12 年度までの約 20 年間の長期にわたり、毎年度、保険料が前納されている（申立人の夫については、平成 12 年 6 月まで）ことが確認できるなど、申立人の保険料の納付に対する意識が高かったこともうかがえることを踏まえると、適切に加入手続を行いながら、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1613

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金制度が発足した時、非常に良い制度で、加入は義務だと思っていたので、妻と一緒に加入手続を行った。それ以降、国民年金保険料は全て納付してきたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に夫婦そろって国民年金に加入したと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に連番で払い出されていることから、申立人の述べるとおり、申立人夫婦は、制度発足に合わせて夫婦同時に国民年金に加入したことが確認できる。

また、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人夫婦は共に、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納も無いなど、保険料の納付意識の高さがうかがえることから、加入当初である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1614

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金制度が発足した時、夫に勧められて、夫と一緒に加入手続を行った。それ以降、国民年金保険料は全て納付してきたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に夫婦そろって国民年金に加入したと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に連番で払い出されていることから、申立人の述べるとおり、申立人夫婦は、制度発足に合わせて夫婦同時に国民年金に加入したことが確認できる。

また、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人夫婦は共に、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納も無いなど、保険料の納付意識の高さがうかがえることから、加入当初である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。